

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	定期予防接種に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、定期予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

令和3年3月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	定期予防接種に関する事務						
②事務の内容	<p>予防接種法は、伝染の恐れがある疾病としてA類疾病(Hib感染症など)及びB類疾病(高齢者のインフルエンザなど)を定めており、予防接種を実施することで、疾病の発生及びまん延の予防を目的としている。市区町村は、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならない。</p> <p>品川区では、予防接種法に基づく、定期の予防接種(以下「定期予防接種」という。)の対象者へ、予防接種の案内を個別発送し、予防接種を実施する期間、契約医療機関一覧、予防接種を受けるに当たっての注意事項等を周知している。</p> <p>また、定期予防接種を実施した住民の記録を予防接種システムにて管理し、実施した定期予防接種の種類、接種回数、接種日等を記録しており、年度ごとに東京都へ定期予防接種の実施状況の報告を行っている。</p> <p>住民の定期予防接種の実施記録を正確に管理することで、住民の接種状況を把握するとともに、未接種者への接種勧奨を行い、住民の接種率の向上ならびに、伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延の予防に役立っている。</p> <p>定期予防接種に起因する健康被害については、健康被害に対する支給を受ける権利がある方からの請求に基づき、給付を行う。</p> <p>品川区では、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民情報システムと連携し、予防接種システムより定期予防接種の対象者データの抽出 ②抽出した対象者データに基づき、予防接種を受ける際に必要な予防接種予診票(以下「予診票」という。)を予防接種の種類ごとに作成 ③予診票、予防接種の案内、契約医療機関一覧を封筒に同封し、対象者への個別発送 ④定期予防接種を実施した者の予診票が品川区医師会及び荏原医師会より送付された後、予防接種の種類ごとに、予防接種システムへ実施記録を登録 ⑤定期予防接種の種類ごとに接種期間が決められており、対象者で未接種の者を予防接種システムより抽出し、接種勧奨を個別に通知 ⑥転入及び紛失等にて、予診票がない住民より予診票の交付申請があった場合には、予防接種の履歴を確認し、予診票を作成する。 ⑦定期予防接種依頼書の発行 ⑧定期予防接種実施状況の報告 ⑨予防接種証明書の発行 ⑩健康被害救済の給付</p> <p>※①、②、③については月2回、④、⑤については月1回行う ※⑥、⑦、⑨、⑩は発生の都度、適宜行う</p> <p>【東京共同電子申請・届出サービスにおける事務の内容】 定期予防接種依頼書の発行業務において必要となる申請内容や個人情報の取得(申請・届出入力様式及び申請付帯情報入力画面より取得。以降、電子申請データと呼ぶ)と電子申請時の本人性確認。</p>						
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <table style="margin-left: 100px; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
<選択肢>							
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満						
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満						
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム							
システム1							
①システムの名称	予防接種システム						
②システムの機能	①対象者抽出機能 : 予診票を発送する定期予防接種対象者のデータを抽出する機能 ②登録照会機能 : 予防接種を実施した者の記録を登録、照会する機能 ③帳票の発行機能 : 予診票の発行や、予防接種証明書の発行機能 ④統計機能 : 予防接種の種類ごとの実施人数、未接種者数を検索する機能 ⑤庁内連携機能 : 住民情報システムと連携し、転入、転出等の情報がシステムに反映される機能						
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()						

システム2	
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	<p>①宛名管理機能:住民記録システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。</p> <p>②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>③符号要求機能:統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。</p> <p>④情報提供機能:各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。</p> <p>⑤情報照会機能:中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務にファイル転送を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[O] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (中間サーバ)</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>①符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>③情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>④既存システム接続機能:中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システムおよび住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑦データ送受信機能:中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するための機能。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能:中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>⑩システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[O] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム4	
①システムの名称	東京共同電子申請・届出サービス
②システムの機能	<p>①申請 申請者が該当の手続様式に必要な事項を入力し、申請</p> <p>②申請者の本人性確認 申請情報を利用して住民基本台帳システムへの本人情報の問合せ</p> <p>③申請受付 申請内容に不備がないことを確認後受付</p> <p>④申請者への結果通知 一連の業務終了後、結果通知を送付 ※本システムは個人番号を使用しない。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種台帳ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 番号法別表第1の項の番号 ・項番10 2. 主務省令の名称及び条項 ・番号法第9条第1項別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第10条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会: 番号法第19条第7号 別表第二項番 16の2、16の3、17、18、19 情報提供: 番号法第19条第7号 別表第二項番 16の2、16の3
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	品川区保健所 保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法及び予防接種法施行令で規定されている対象者のうち、個人番号を有する者
その必要性	定期予防接種の対象者を把握し、定期予防接種に関する事務を行う上での基礎として利用するため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (予防接種履歴情報)
その妥当性	<p>【その他識別情報(内部番号)】 個人番号や住民基本情報との紐付けに使用するため。</p> <p>【4情報】 送付先等の把握、予防接種履歴の登録に使用するため。</p> <p>【連絡先(電話番号)】 届出内容に不明点があった際の問い合わせのため。</p> <p>【健康・医療関係情報】【障害者福祉関係情報】【生活保護・社会福祉関係情報】 定期予防接種の対象者の確認、自己負担額免除者の確認に使用するため。</p> <p>【その他(予防接種履歴情報)】 定期予防接種対象者の予防接種履歴を管理するため</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月予定
⑥事務担当部署	保健予防課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、生活福祉課、障害者福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県知事又は市町村長) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	定期予防接種対象者の管理、各種申請書への記載、定期予防接種に関する事務の基礎情報とするため	
④使用の主体	使用部署	保健予防課、品川保健センター、大井保健センター、荏原保健センター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	予防接種法に基づく、予防接種の実施 1. 定期予防接種対象者の接種履歴等の管理 2. 定期予防接種対象者への通知 3. 予診票の発行 4. 定期予防接種依頼書の発行 5. 予防接種証明書の発行	
	情報の突合	予防接種システムに登録されている宛名番号、4情報を基に対象者を特定し、システム側で突合する
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	予防接種システムの保守	
①委託内容	予防接種システムのパッケージアプリケーション保守作業、職員からの問い合わせに対する調査、システムの定期診断等	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本コンピューター株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2	番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)の保守	
①委託内容	システムのアプリケーション開発・保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通(株)	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約書添付の「個人情報の保護に関する特記事項」に基づき、原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において委託先自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁及び調達責任者の承認手続を経た後、区が承認することとする。
	⑥再委託事項	システム等の保守・運用等の一部として、上記委託先からの指示に基づくシステムのパッケージアプリケーション修正作業等、専門性・技術性の高い細目的作業。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<予防接種システム>

1. 宛番号
2. 漢字氏名
3. かな氏名
4. 生年月日
5. 年齢
6. 性別
7. 住登外者情報
8. 郵便番号
9. 住所
10. 電話番号
11. 接種名称
12. 接種数(期・回数)
13. 接種区分
14. 接種種別
15. Lot番号
16. 接種量
17. 登録日
18. 接種日
19. 接種医療機関
20. 予診票発行情報
21. 依頼書発行情報
22. 証明書発行情報
23. 自己負担区分
24. 生活保護等受給者情報
25. 公害被害対象者情報
26. 障害者情報

<番号連携サーバー>

27. 個人番号
28. 団体内統合宛番号

<中間サーバー>

29. 情報提供用個人識別符号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種システムにログインする際、IDとパスワードの入力が必要となり、特定の職員や作業従事者のみ照会できる ・申請書の内容や本人確認書類を照合し、対象者以外の情報の入手防止に努める ・予防接種システムにて対象者を検索する際、生年月日、氏名、住所等で照合し、対象者以外の情報の入手防止に努める ・庁内連携システムとの連携は、インタフェース仕様に基づき、対象者以外の情報や必要外の情報は入手しない
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<不適切な方法で入手が行われるリスク> ・窓口において申請等があった場合、記載された申請書等は、窓口から離席する際は携行する等、職員の管理下に置くことを徹底する。 ・予防接種システムにアクセスした際には処理事由によってアクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。 <入手した特定個人情報が不正確であるリスク> ・申請書等と照合情報との相違がある場合は、申請者等に聞き取りを行い、申請書の内容を補正し、正確性を確保する。 <入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク> ・個人情報の記載のある文書は、鍵付の書庫に保管する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<宛名システム等における措置の内容> ・宛名システム等は、必要な情報以外の紐付けが行われないう、システム上で制限している。 ・他機関連携においては、事務に必要な情報の定められたインタフェースに基づいて連携しており、番号法別表第2に定められた情報のみを提供するように制限している。 <その他の措置の内容> 予防接種システムでは、管理者が職員ごとにアクセスできる項目を定めており、許可された者が許可された項目にだけアクセスできるようシステムで制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムの利用可能な職員を特定し、職員ごとにIDとパスワードを設定し、承認を行っている。
その他の措置の内容	人事異動があった場合や権限変更があった場合には、適宜、システムに反映させている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<従業者が事務外で使用するリスク>

- ・アクセスログを取得するとともに、不正に利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意することで抑止を図る。
- ・従業者に対するセキュリティ教育を年に1度行っている。
- ・職員以外の従業者(委託先等)には、情報管理者の監督のもと、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ対策基準」を遵守するよう指導し、契約時にその内容を含める。

<特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク>

- ・予防接種システムの利用に際して、IDとパスワードが必要であり、外部の者に操作権限を与えていない。
- ・スクリーンセイバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を画面に表示させない。
- ・予診票を印刷する際に、データの抽出を行う際は、利用可能な操作者を限定している。
- ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託先に対して、品川区情報公開・個人情報保護条例に基づき、以下の規定を記載している。 <ul style="list-style-type: none"> ・直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また契約期間満了後も同様とする。 ・個人情報を業務の目的以外に使用してはならない。また第三者に提供してはならない。 ・個人情報の全部または一部を許可なく複写し、または複製してはならない。許可を受けて複写または複製したときは、当該複写物または複製物を焼却裁断等により利用できないように処分しなければならない。 ・個人情報の授受、保管および管理について、善良な管理者の注意をもってあたり、個人情報の消滅、き損等の事故を防止しなければならない。 ・契約を終了したとき、または委託者が請求したときは、その保有する個人情報を直ちに返還しなければならない。 ・委託者は、個人情報の管理状況について随時に立入検査または調査をし、必要な報告を求め、または委託事務の処理に関して指示を与えることができる。 ・事故が生じたときには、直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって報告し、委託者の指示に従わなければならない。 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先と同等のリスク対策を実施する	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[O] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><区における措置></p> <p>①番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。</p> <p>②システムの利用可能な職員を特定し、職員ごとにIDとパスワードを設定し、承認を行っており、承認された職員以外が情報を入手できないように制御を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
----------------	--------------	------------------------------------------------------

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
----------------------------------------	----------	--------------------------

その内容	-
------	---

再発防止策の内容	-
----------	---

その他の措置の内容	<p>【物理的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録媒体、紙媒体は鍵付の書庫に保管する。 ・データ消去処理は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視および施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p> <p>【技術的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期チェックを行うとともに、ウイルスパターン更新も随時行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p>
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	------------------------------------------------

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-	
---	--

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、個人情報保護条例に基づき個人情報の保護を図るよう秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・セキュリティ事故の情報を課内で共有するため、全員に回覧している。 ・全庁的な研修として、eラーニングによる情報セキュリティおよび個人情報保護研修を行っている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高いレベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、および技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区保健所 保健予防課 保健計画担当
②請求方法	本人が窓口または郵送で所定の様式により開示請求を申請する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	「1. ①請求先」と同じ
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年1月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	保健予防課長 舟木 素子	保健予防課長	事後	
平成31年2月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年10月20日	平成31年1月1日	事後	
令和3年2月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【東京共同電子申請・届出サービスにおける事務の内容】 定期予防接種依頼書の発行業務において必要となる申請内容、個人番号や個人情報の取得(申請・届出入力様式及び申請付帯情報入力画面より取得。以降、電子申請データと呼ぶ)と電子申請時の本人性確認。	【東京共同電子申請・届出サービスにおける事務の内容】 定期予防接種依頼書の発行業務において必要となる申請内容や個人情報の取得(申請・届出入力様式及び申請付帯情報入力画面より取得。以降、電子申請データと呼ぶ)と電子申請時の本人性確認。	事後	
令和3年2月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 東京共同電子申請・届出サービス ②システムの機能	①申請(個人番号カード等による電子署名付与、個人番号や個人情報の取得) 申請者が該当の手続様式に必要事項を入力し、電子署名を付加して申請 ②申請者の本人性確認 認証局からの証明書情報と電子申請データとの突合せ 個人番号を利用して住民基本台帳システムへの本人情報の問合せ	①申請 申請者が該当の手続様式に必要事項を入力し、申請 ②申請者の本人性確認 申請情報を利用して住民基本台帳システムへの本人情報の問合せ ③申請受付 申請内容に不備がないことを確認後受付 ④申請者への結果通知 一連の業務終了後、結果通知を送付 ※本システムは個人番号を使用しない。	事後	
令和3年2月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 東京共同電子申請・届出サービス ③他のシステムとの接続	その他(認証局(公的個人認証局、民間認証局)、決済基盤(MPN: マルチペイメントネットワーク))	なし	事後	
令和3年2月1日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	(1) 予防接種台帳ファイル (2) 電子申請データ	(1) 予防接種台帳ファイル	事後	
令和3年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[○] 個人番号	[] 個人番号	事後	

令和3年2月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>2. 基本情報</p> <p>④記録される項目 その妥当性</p>	<p>【個人番号】対象者の特定のため</p> <p>【その他識別情報(内部番号)】 個人番号や住民基本情報との紐付けに使用するため。</p> <p>【4情報】 送付先等の把握、予防接種履歴の登録に使用するため。</p> <p>【連絡先(電話番号)】 届出内容に不明点があった際の問い合わせのため。</p> <p>【健康・医療関係情報】【障害者福祉関係情報】 【生活保護・社会福祉関係情報】 定期予防接種の対象者の確認、自己負担額免除者の確認に使用するため。</p> <p>【その他(予防接種履歴情報)】 定期予防接種対象者の予防接種履歴を管理するため</p>	<p>【その他識別情報(内部番号)】 個人番号や住民基本情報との紐付けに使用するため。</p> <p>【4情報】 送付先等の把握、予防接種履歴の登録に使用するため。</p> <p>【連絡先(電話番号)】 届出内容に不明点があった際の問い合わせのため。</p> <p>【健康・医療関係情報】【障害者福祉関係情報】 【生活保護・社会福祉関係情報】 定期予防接種の対象者の確認、自己負担額免除者の確認に使用するため。</p> <p>【その他(予防接種履歴情報)】 定期予防接種対象者の予防接種履歴を管理するため</p>	事後	
令和3年2月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>⑤使用方法 情報の突合</p>	<p>予防接種台帳に個人番号を記載するため、予防接種システムに登録されている宛名番号、4情報を基に対象者を特定し、システム側で突合する</p>	<p>予防接種システムに登録されている宛名番号、4情報を基に対象者を特定し、システム側で突合する</p>	事後	
令和3年2月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>委託事項2</p> <p>⑤再委託の許諾方法</p>	<p>「情報システム運用委託安全管理対策基準」に基づき、区が許可する。</p>	<p>契約書添付の「個人情報の保護に関する特記事項」に基づき、原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において委託先自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁及び調達責任者の承認手続を経た後、区が承認することとする。</p>	事後	

令和3年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	
令和3年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	<予防接種システム> 1. 宛名番号 2. 個人番号 3. 漢字氏名 4. かな氏名	<予防接種システム> 1. 宛名番号 2. 漢字氏名 3. かな氏名 ※以降、項番29まで項ずれ	事後	
令和3年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	<番号連携サーバー> 28. 団体内統合宛名番号 <中間サーバー> 29. 情報提供用個人識別符号	<番号連携サーバー> 27. 団体内統合宛名番号 28. 個人番号 <中間サーバー> 29. 情報提供用個人識別符号	事後	
令和3年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	<東京共同電子申請・届出サービス> 30. 宛名 (中略) 47. 依頼先名称	削除	事後	
令和3年2月1日	Ⅲ リスク対策	(2) 電子申請データ	削除	事後	
令和3年2月1日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<入手した特定個人情報が不正確であるリスク> ・通知カードや個人番号カード等の提示をもって、個人番号の真正性を確認する。 ・申請書等と照合情報との相違がある場合は、申請者等に聞き取りを行い、申請書の内容を補正し、正確性を確保する。	<入手した特定個人情報が不正確であるリスク> ・申請書等と照合情報との相違がある場合は、申請者等に聞き取りを行い、申請書の内容を補正し、正確性を確保する。	事後	
令和3年2月1日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<従業者が事務外で使用するリスク> ・職員以外の従業者(委託先等)には、情報管理者の監督のもと、情報管理安全対策実施手順を遵守するよう指導する。	<従業者が事務外で使用するリスク> ・職員以外の従業者(委託先等)には、情報管理者の監督のもと、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ対策基準」を遵守するよう指導し、契約時にその内容を含める。	事後	

令和3年2月1日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2および第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	
令和3年2月1日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	
令和3年2月1日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	追加	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	
令和3年2月1日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	